平成２２年（フ）第８２号
秋田県にかほ市象潟町字入道島15番地14
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第８３号
秋田県由利本荘市肴町50番地
債務者　池田　寛之
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１０４号
山形県鶴岡市羽黒町坂ノ下字岩清水40番地
債務者　今井　美沙（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第５０５号
埼玉県熊谷市新堀1131番地１　籠原住宅10―501
債務者　松﨑　北登
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５０９号
埼玉県東松山市大字市ノ川481番地50
債務者　小林　道夫
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５１０号
埼玉県東松山市大字市ノ川481番地50
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５３号
千葉県館山市八幡280番地の８
債務者　川戸慎一郎
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２３号
神奈川県厚木市上依知1443番地２　夢102
債務者　山本　和彦
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６４号
長野県松本市大字寿小赤819番地３
債務者　吉澤　幸枝
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１１号
長野県安曇野市堀金烏川1099番地15
債務者　湯浅　京子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７９６号
福岡市中央区桜坂１丁目13番19号
債務者　吉田　美代
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２０４号
福岡県太宰府市通古賀２丁目１番１―103号
債務者　黒川　芳夫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４３０号
福岡市中央区平和５丁目18番１号
債務者　梅野栄次郎
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５８２号
福岡県春日市宝町３丁目11番地１第１ハイタウン春日301号
債務者　小平　恵子（旧姓石内）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６６１号
福岡市早良区梅林７丁目19番５号
債務者　松本　廣美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１６５号
福岡県糟屋郡志免町志免中央２丁目１番６号
債務者　佐藤　留美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２５号
福岡県朝倉市杷木志波304番地
債務者　須崎　弘穏
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５９号
福岡市東区多の津５丁目33番３―304号
債務者　吉武　拓也
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部